

第7回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年6月27日（火）10：00～12：05

場所：糸島市役所 新館5階 1号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	こどもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム神在 管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
こども教育部	山下 千恵子	担当部長
こども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	波多江 智英	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
子育て支援課	平野 佳菜	主事
学校教育課	福田 貴史	課長補佐
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

1 開会

2 出席確認…委員：全員出席

事務局：山下部長・小嶋部長・福田課長補佐・中村係長・平野主事欠席

3 委員長挨拶

4 経過報告

(1) 会議録 第6回委員会の会議録について

7/11（火）まで修正意見を受け修正した会議録について、委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) その他

5 協議事項（議事進行：田北委員長） ※傍聴3名。

(1) こどもの権利（案）について

【事務局説明】 こどもの基本（案）について説明。

➤質疑応答

〈委員〉	ワークショップで子どもたちに説明する際は、このこどもの権利（案）を用いるのか。
〈事務局〉	小学校低学年などについては、特に丁寧な説明が必要になると考えるため、分かり易い、かみ砕いた説明を行ったうえで意見聴取する。
〈委員〉	生命、生存に関する条項の第2項で、主語が「おとな」から始まっているが、特にいじめや暴力など、子ども同士で意識を持って防げることもあると考える。こどもの義務的な表現をいれてはどうかと考える。 また、差別禁止の条項についてのみ、おとなの責務部分がないため、盛り込むほうが良いのではないかと考える。
〈委員〉	ほかの条項については、良いものになっていると考える。 最善の利益の条項の第3項の「こどもの秘密をまもります」の主語が、「子ども及びおとな」となっている。こどもの義務として守るべきことは理解するが、この条例が子ども主体のものであるため、子どもを削除して「おとなは」と主語を改めたほうがよいのではと感じた。
〈事務局〉	こどもの権利に対する責務部分で、「子ども」を入れることについて、条例の前文などに、「子どもも自分が大切にされるように他人も大切にす」旨の責務記載をする予定にしている。よってこのこどもの権利部分の責務に関する条項について、「子ども」を主語とした表現はしない。現在「子ども及びおとな」と表記している部分についても、「子ども」の表記を削除したい。 差別禁止の条項についてのみ、責務部分の条項がないという指摘があった。

	<p>差別禁止に係るおとなの責務としては人権教育・啓発といったことになると思うが、条例後文の市の責務部分への記載を予定しているため、こどもの権利部分では標記しないこととした。</p>
〈委員〉	<p>意見表明の条項の第2項で、「自分に関わりがある全ての場に」参加できる、とある。学校現場などでは、全ての場に参加することが難しい場面もあると思う。</p>
〈委員〉	<p>「自分に関わりの全てのこと」について、こどもがどう捉えるか、が懸念される。「自分に関わりがないこと」には参加できないのか、とこどもが捉える場合もあると感じた。</p>
〈委員〉	<p>どこまで参加できるのか、というのは、参加する権利部分では核心部分だと思う。権利を行使するかは別として、参加できる場の範囲を確認することは重要である。</p>
〈事務局〉	<p>学校現場などで、参加しようとしても難しい場面があるという意見であったが、責務部分に、意見の表明をおとなが考慮する、という文言があることで、実際の現場でもおとなが対応していくこととして整理できると考える。</p> <p>参加する場面については、それぞれの解釈に拠ってしまうところがあるため、一律「すべての場に」参加することができる、と統一したほうが良いのかもしれない。</p>
〈委員長〉	<p>意見表明に関しては、「自分に関わりがある」ことは、それぞれのこどもによって偏りがでてしまうと思うので、検討の余地があると思う。</p>
〈副委員長〉	<p>条約は「こどもに影響を及ぼす全てのこと」についての意見表明という広い表現が採用されており、限定をするという意味合いではない。しかし今審議している条例は、現在のこどもを読むことを主眼に考える必要がある。単に「全てのこと」に参加することができる、としてもよいと思う。</p>
〈委員長〉	<p>「全てのことについて・・・考えを表すことができる」「すべての場に参加することができる。」とすると、さほど違和感はないと思う。</p>
〈委員〉	<p>意見表明の条項の第2項「こどもは、自分に関わりのあるすべての場に参加することができます。」という標記が不要であると思う。</p>
〈委員〉	<p>上記に賛成である。意見表明の第1項に「自分なりの方法で考えを表すことができます、」と第2項の表記が包括されているため、第2項は不要と思う。</p>
〈副委員長〉	<p>条約の中では、「参加」の権利は個別に明記されておらず、いろんな条文に登場する、幅広い概念、当然の権利としてあるもの。</p> <p>国としては、こども家庭庁・こども基本法ともに、これから政策決定の大きなプロセスにこどもが参加していく、ということが焦点になっている。条例全体の中で参加が保障されているか、またこどもにどう受け取ってもらうか、の視点で考えることが重要。</p>
〈委員〉	<p>「こどもは、自分に関わりのあるすべての場に参加することができます。」</p>

<p>〈委員長〉</p>	<p>という標記は必要と考える。意見表明をどの「場」ですか、ということを考えてときに、「場」とは物理的な意味のみならず、空間的・場面的な意味もある。意見を言える「場」があるという標記は必要である。</p> <p>こどもの権利を考えたときに、参加参画というのは重要なキーワードである。こどもからすると、「参加すること」と「意見を表明すること」は区別が違くと捉えられると思う。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>身近なところでいうと、子ども会などでは、最近ではコロナ禍で参加制限があった。そこで決定した事項について、参加できなかったこどもから、不満がでたことがある。参加する「場」について、こどもは大変意識していることである。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>意見を表明する権利もあるが、そこで意見を言いたくない人もいる。その人たちも、かけがえがない存在として、その場に居ることが保障されている、というのが参加する権利が確保されていることである。</p> <p>現時点では「意見を表明する場に参加することができる」という標記は残し、こどもの意見聴取で意見があれば再度検討する、ということによいか。</p> <p>(全委員賛成)</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>意見表明の条項の第1項「自分に関わりのあること」という標記についてはどうか。</p> <p>こどもにとっては、自分に関わりがないと思っても、おとなから見たらそのこどもに関わりがあること、という場合もある。「自分に関わりがある」という標記は不要だと思う。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>「すべてのことについて」考えを表すという標記でよいと思う。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>第2項の「自分に関わりのあるすべての場に」という標記はどうか。</p> <p>こども自身が自分に影響があるかについては、こども個々人で認識に差がでてくると思う。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>「すべての場」というのが抽象的なことが要因と思う。参加する場について、他自治体では、「意思決定の場」「社会活動の場」と表記しているので、追記を検討してもよいのでは。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>まずこの委員会でもここまで抽象度の高いものが出てきたのは、素晴らしいことでもあると考える。その意見を表明する場を具体化したのが、前の委員意見での、社会活動の場といったことになると思う。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>「自分に関わりのある」を「こどもに関わりのある」としてはどうか。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>以前のアンケートで、「自分は守られているが、ほかの国のこどもでは守られていない人がある」という意見があった。「こどもに関わりのある」としても良いのでは、と思う。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>「自分に関わりのないことでも、自分が参加することが重要」「他者との関係・思いやり」を考えたときに、こども自身が自分の判断によらないほうが</p>

<p>〈事務局〉</p>	<p>良いと思う。</p> <p>人のために行動するという事は、他人事ではなく、自分に関わる事、という解釈もできる。考え方として祖語はないと考えるため、委員の意見を尊重する。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>ワークショップでこどもに説明するときには、だれが説明するのか。</p>
<p>〈事務局〉</p>	<p>現時点では、大学生や、こどもの意見表明を支援するアドボケイトの方に説明してもらおう想定である。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>説明する人によって内容が違ったらいけないので、統一感を持っていただきたい。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>ワークショップでは、委員長・副委員長は参加するので、統一感は担保されると考えている。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>生命・生存の条項について、「身体的または心理的暴力」との表現がすこし限定的と感じた。暴力・虐待の形態が多様化しており、詳しいところはリーフレットなどでの周知とし、標記は「あらゆる暴力」としたほうがよいと考える。</p>
<p>〈事務局〉</p>	<p>「あらゆる暴力」と変更し、内容はリーフレット等での周知とさせていただきたい。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>最善の利益の条項の「自分に関わるすべてのことについて」の表現はどうか。</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>そのままの表記でよい。自分以外のこどもの最善の利益も、当然それぞれのこどもに対して考えてもらえるということである。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>今の委員の意見については、意見があるか。(全委員異論なし)</p>
<p>〈委員〉</p>	<p>最善の利益の条項で、「何がこどもにとって最もよいことかを第一に」の、「こども」も「自分」と変えたほうが、分かりやすいのではないか。</p>
<p>〈副委員長〉</p>	<p>「こども」を幅広く解釈した場合は、そのこども以外のこどものことを考慮しなければならないということになり、最善の利益という考え方からずれてくる。</p>
<p>〈委員長〉</p>	<p>「こども」を「自分」と変えても矛盾は生じないと考える。(全委員賛成)</p>
<p>〈事務局〉</p>	<p>本日の意見をもとに、事務局で修正させていただく。修正案をワークショップに諮ることになるが、委員には事前に修正案を送付させていただく。</p>

(2) その他

なし

【その他】

〈事務局〉ワークショップの内容について、次回委員会または郵送にて委員に内容をお知らせする。

《協議終了》

6 その他

なし

次回開催について

〈事務局〉 第8回委員会日程 令和5年8月中旬以降予定

7 閉会

副委員長から謝辞

12:04